



井原市第8次行政改革 大綱・行政改革プラン

(令和7年度～令和11年度)

井 原 市

第1章 行政改革大綱の基本的な考え方.....	- 1 -
1 基本方針.....	- 1 -
2 推進期間.....	- 1 -
第2章 具体的な改革の方向性.....	- 2 -
1 行政の担うべき役割の重点化.....	- 2 -
(1) 民間委託等の推進.....	- 2 -
(2) 地方公営企業の経営健全化.....	- 3 -
① 上水道・簡易水道及び工業用水道.....	- 3 -
② 公共下水道.....	- 4 -
(3) 地域主体の協働のまちづくりの推進.....	- 5 -
2 行政ニーズへの迅速、的確な対応.....	- 6 -
(1) 組織の整理合理化.....	- 6 -
(2) 事務事業の整理合理化.....	- 7 -
(3) 行政プロセスの改善.....	- 7 -
(4) 市民のためのサービス体制づくり.....	- 8 -
3 組織力の強化と職員の育成.....	- 9 -
(1) 定員管理の適正化.....	- 9 -
(2) 働き方改革の推進.....	- 10 -
(3) 人材育成の充実.....	- 11 -
4 公正の確保と透明性の向上.....	- 12 -
(1) 情報公開等の推進.....	- 12 -
(2) 審議会等への市民参画の推進.....	- 13 -
5 電子自治体の推進.....	- 14 -
(1) DXの推進による行政事務の効率化.....	- 14 -
(2) DXの推進による市民サービスの充実.....	- 15 -

6 自主性、自律性の高い財政運営の確保.....	- 16 -
（１）健全な財政運営の確保.....	- 16 -
① 財政の健全化.....	- 16 -
② 経費の節減.....	- 17 -
③ 自主財源の確保.....	- 17 -
④ 入札制度の適正化.....	- 17 -
⑤ 監査機能の充実・強化.....	- 18 -
（２）補助金の整理合理化.....	- 19 -
（３）受益者負担の適正化.....	- 19 -
（４）公共施設マネジメントの推進.....	- 20 -

第1章 行政改革大綱の基本的な考え方

1 基本方針

井原市第7次行政改革大綱の理念と取組を継承するとともに、コロナ禍を契機とした生活様式の変化やデジタル化の進展、急速な少子高齢化による地域の人口減少など社会情勢の大きな変革や課題に柔軟に対応するため、効率的かつ効果的な行政運営の転換をより一層図るとともに、限りある資源を最大限に有効活用することにより、将来にわたって安定的な行政運営を目指します。

大綱を着実に推進すると同時に、大綱の趣旨が市民や職員にわかりやすいものとするため、第7次行政改革大綱と同様に具体的な内容を年次計画で明らかにした「実施計画（行政改革プラン）」を設定し、進行管理を行うとともに、その実施状況についてホームページ等を通じて市民に報告します。

2 推進期間

推進期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、この期間内でも社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 具体的な改革の方向性

1 行政の担うべき役割の重点化

(1) 民間委託等の推進

行政運営の効率化、民間活力の有効活用、市民サービスの向上等を図るため、行政が直接担うよりも効率的・効果的な展開が可能な専門的業務や定型的業務については、行政責任の確保等に十分留意して、引き続き、積極的に民間委託を推進します。

なお、契約更新の際に委託先の見直しを行い、市民サービスの向上や経費節減に努めます。

また、民間の能力やノウハウの活用による運営が適している公の施設¹については、指定管理者による管理を継続するとともに、PPP²/PFI³などの手法も適宜その活用を探ります。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R7	R8	R9	R10	R11	
各業務における民間委託の推進	継続	○	○	○	○	○	各業務における民間委託の推進
施設の管理・整備における民間ノウハウの活用推進	継続	○	○	○	○	○	公の施設の指定管理の継続やPFI等の活用推進

<行政改革プランの見方>（次項以降も同様）

区分：継続＝7次大綱から継続する項目、新規＝8次大綱で新たに追加した項目

年度別計画：○＝実施 △＝検討開始・継続検討

¹ 公の施設

野球場、体育館、図書館、公園、市民会館など住民の福祉を増進する目的で、住民が利用するために普通地方公共団体が設置した施設。

² PPP(Public Private Partnership)

官民連携事業の総称。

³ PFI(Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力等を活用して行う手法。

(2) 地方公営企業⁴の経営健全化

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設・設備の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、将来にわたり住民生活に必要なサービスを提供していくためには、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る必要があります。

今後も財務状況の透明性の向上を図るとともに、事業の効率的・計画的な運営により経営の健全化に努めます。

① 上水道・簡易水道及び工業用水道

上水道及び簡易水道については、令和2年度に策定した「井原市水道事業経営戦略」に基づき、両水道事業を統合する「水道事業の一元化」に取り組めます。

また、適正な料金による経営及び投資の合理化が図れるよう、将来の水需要予測を視野に入れた水道料金水準と料金体系を検討します。

さらに、収益確保に向けて、計画的な老朽管の布設替や漏水の早期発見・早期対応による有収率⁵の向上に努めるとともに、施設の長寿命化による維持管理経費の低減に取り組めます。

工業用水道については、現状安定した収入が確保できていますが、将来の更新需要に備えるため、資金残高の確保に努めるとともに、維持管理に万全を期すよう努めます。

⁴ 地方公営企業
地域住民の福祉の増進を目的として行う給水事業、電気事業、交通事業、ガス事業など地方公共団体が経営する企業。

⁵ 有収率
給水する水量(給水量)と料金として収入のあった水量(有収水量)との比率であり、数値が高いほど効率よく水道水を供給できている。

② 公共下水道

本市の公共下水道は、事業計画に従い、井原地区における公共下水道と、芳井地区の特定環境保全公共下水道⁶について使用開始区域を拡大していきます。

また、整備した下水道施設をより適正に維持管理できるよう、ストックマネジメント⁷計画に基づき下水道施設の点検・調査を実施し、長寿命化を図ることにより維持管理経費の低減に取り組んでいきます。

さらに、独立採算の原則により、令和5年度に策定した「井原市下水道事業経営戦略」に基づいて、適正な下水道使用料への見直しや、下水道への接続勧奨による水洗化率⁸の向上を図り、持続的な下水道サービスの提供及び健全な下水道経営に努めます。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
水道事業経営戦略の推進	継続	○	○	○	○	○	簡易水道事業の受け入れ体制が整い次第、上水道事業との事業統合を進めるとともに、水道事業経営戦略に沿った安定的な財政基盤の構築を図る
有収率の向上	新規	○	○	○	○	○	老朽管の布設替、漏水の早期発見・早期対応により、有収率の向上に努め、収益を確保する 令和5年度実績85.8%
下水道事業経営戦略の推進	継続	○	○	○	○	○	適正な下水道使用料への見直しを行うとともに、下水道施設の点検・調査を実施し、長寿命化を図る
水洗化率の向上	新規	85.9%	87.6%	89.3%	90.3%	90.8%	下水道への接続勧奨による水洗化率の向上 令和5年度実績81.7%

⁶ 特定環境保全公共下水道
公共下水道のうち、主として市街化区域以外で設置される下水道で、処理対象人口が概ね1,000人以上10,000人以下であるもの。

⁷ スtockマネジメント
長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

⁸ 水洗化率
処理区域内人口のうち、実際に下水道へ接続した人口の割合(水洗化人口/処理区域内人口)

(3) 地域主体の協働のまちづくりの推進

複雑多様化する社会情勢や急激に進む人口減少、少子高齢化社会の中、さまざまな課題の解決を行政まかせにするのではなく、「自分たちのまちは自分たちで考え、輝かせていく」という市民協働の基本理念のもと、地域内の多様な主体が持てる力を出し合い、地域に根差した協働のまちづくりが必要です。

そのため、平成20年度に策定した「いばら市民協働の基本指針」及び令和5年度に策定した「井原市まちづくり協議会まちづくりガイドライン」に基づき、地域が主体となったまちづくりが展開されるよう、地域住民、自治会や地域内の各種団体、企業、NPO法人、学校園、行政など多様な主体が対等な立場で必要な情報を共有し、それぞれの特性（＝能力、得意分野、長所）を生かしながら連携・協力して活動する「協働のまちづくり」を推進していきます。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R7	R8	R9	R10	R11	
定例会議・研修会の開催	新規	○	○	○	○	○	地域課題の共有・情報提供など

2 行政ニーズへの迅速、的確な対応

(1) 組織の整理合理化

組織については、平成30年度から令和9年度を計画期間とする「井原市第7次総合計画」に示す政策目標に基づき、効率的・効果的に事務事業を処理できるような組織とする必要があります。このため、多様な市民のニーズに迅速に対応できるよう、専門的能力を有する職員の配置や市民にとって利便性が高く、柔軟性・機動性のある組織づくりに努めます。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R7	R8	R9	R10	R11	
組織の整理合理化	継続	○	○	○	○	○	DX ⁹ やSDGs ¹⁰ といった、時代に合った組織のあり方について検討しながら組織づくりを行う
支所日直業務の見直し	新規	○	○	○	○	○	効率的・効果的な行政運営を念頭に、市民サービスの低下を最小限に留める形での見直しを継続的に行う

⁹ DX(デジタルトランスフォーメーション: digital transformation)
地方自治体が従来のアナログな手続きや業務をデジタル化し、情報の共有や処理の効率化を推進することで、行政の効率性や住民サービスの質を向上させることを目指すもの。

¹⁰ SDGs(持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals)
2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットのこと。

(2) 事務事業の整理合理化

あらゆる事務事業について、行政の果たすべき責任範囲と、地域住民が自主的に果たすべき役割分担を明確に区分し、効率的・効果的な行政サービスを提供するため、スクラップ・アンド・ビルド¹¹を基本に、事業評価システムを活用しながら、事務事業の廃止や縮小など徹底した見直しを行い、選択と集中による財源の重点的・効率的な配分に努めます。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
事務事業の整理合理化	継続	○	○	○	○	○	事業評価システムの活用による事務事業の見直し

(3) 行政プロセスの改善

事務処理日数の短縮を図るため、決裁権限について引き続き、見直しを行います。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
決裁権限の集中的な見直し	継続	○			○		業務内容等の見直しに併せて決裁権限の見直しを実施

¹¹ スクラップ・アンド・ビルド

既存の組織や仕事を効率性などの面から見直し、整理して、新しいものにつくり直すこと。組織の新設(ビルド)には、同等の組織の廃止(スクラップ)をもって充てる組織管理の手法。

（４）市民のためのサービス体制づくり

窓口サービスの改善や市税等の納付方法の多様化などを推進し、市民にとって利便性の高いサービスの提供に努めます。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	
窓口業務の休日開設	継続	○	○	○	○	○	年度末・年度初めの日曜日に休日窓口を開設
納付方法の多様化	継続	○	○	○	○	○	国が進める公金納付のデジタル化に向けた取組に沿った、利便性の高いサービスの提供に努める
コンビニ交付利用促進	継続	○	○	○	○	○	コンビニ交付の利用促進による市民サービス向上 令和5年度実績：住民票23.0%、印鑑証明書26.1%、所得（課税）証明16.4%

3 組織力の強化と職員の育成

(1) 定員管理の適正化

人口減少、少子高齢化及び医療・福祉の充実、防災・減災への対応など新たな行政需要の発生により事務量は年々増加しています。

そうした中、病院事業を除く職員数（他団体への派遣や育児休業により実際に本市の実務に携わらない者を除く。）は、平成31年4月1日時点が354人で、令和6年4月1日時点では347人となっており、引き続き、行政需要の動向を注視しながら、市民サービスの低下を招かないよう中長期的視野に立った定員管理が必要です。加えて、定年引上げや定年退職後の再任用で60歳を超えて勤務する職員の増加が想定されるため、60歳以降の職員が活躍できるよう効果的な人材配置を検討するとともに、職種ごとの現状把握と年齢構成の平準化を考慮しつつ、デジタル技術の活用や業務の民間委託、地域との協働による役割分担の明確化を推進し、適正な職員数の維持に努めます。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R7	R8	R9	R10	R11	
職員の定員管理	継続						
職員数(病院事業を除く) 4月1日現在の職員数		367人	372人	367人	371人	367人	令和6年4月実績 353人
一般職 (教育職を含む)		345人	350人	345人	349人	345人	同上 331人
公 営 企 業 部 門	上水道	12人	12人	12人	12人	12人	同上 12人
	工業用水道	0人	0人	0人	0人	0人	同上 0人
	簡易水道	1人	1人	1人	1人	1人	同上 1人
	公共下水道	9人	9人	9人	9人	9人	同上 9人
採用見込数		23人	5人	4人	4人	3人	同上 10人
退職見込数		0人	▲9人	0人	▲7人	0人	令和6年度見込 ▲3人

職員数：一般職＋公営企業部門（上水道、工業用水道、簡易水道、公共下水道）

(2) 働き方改革の推進

職員がより良い仕事を行うためには、ワーク・ライフ・バランスを推進し、心身ともに健康であることが重要です。定年引上げや再任用職員の増加などにより、職員構成も大きく変化していく中、性別、年齢、障害の有無やライフステージなどに関わらず、職員誰もが活躍できる組織の構築を目指し、時間外勤務の縮減や休暇等が取得しやすい職場環境の整備に努めます。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
適切な勤務時間の把握と健康確保措置	新規	○	○	○	○	○	庶務管理システム ¹² を活用した出退勤の把握 心理士によるカウンセリング事業の周知と活用
ワーク・ライフ・バランスの推進	新規	○	○	○	○	○	年次有給休暇、育児休業の取得促進
多様で柔軟な働き方の推進	新規	△	△	△	△	△	時差出勤やテレワークなどの柔軟な働き方の検討、新たな働き方の調査研究

¹² 庶務管理システム
職員の出勤簿、休暇、時間外勤務等を管理する電子システム

(3) 人材育成の充実

社会情勢の変化、複雑・高度化する行政課題や市民ニーズに柔軟に対応するためには、職員一人ひとりが意欲的に取り組んでいくことが求められています。引き続き、平成28年度に改定した「井原市人材育成基本方針」及び令和5年度に策定した「井原市DX人材育成方針」で示されている職員像を目指し、各種研修や職員提案制度の活用を通して職員の能力向上を図り、市民のニーズを的確に把握した市民満足度の高いサービスの提供につなげます。

また、引き続き、人事評価制度の実施により、職員の能力や実績等を適正に評価することで、職員の士気向上と組織力の強化を目指します。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R7	R8	R9	R10	R11	
職員研修の実施	継続	○	○	○	○	○	年度毎に研修計画を策定 定例研修とタイムリーな研修を組み合わせ実施
職員の計画的育成	新規	○	○	○	○	○	女性管理職の登用と育成 能力や適性に応じた職員の育成
意識改革を促す職場づくり	継続	○	○	○	○	○	OJT、職員提案など

4 公正の確保と透明性の向上

(1) 情報公開等の推進

市民との協働のまちづくりを推進していく上では、公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要となります。そのため、引き続き、情報公開制度や行政手続制度の適正な運用を図るとともに、SNS¹³を活用した多様な広報ツールでの情報発信など、よりわかりやすい情報の提供、様々な行政情報へのアクセスの改善を積極的に推進します。

また、各種計画等の策定等に当たっては、市民アンケートやパブリックコメント¹⁴制度を活用し、引き続き、各施策に市民の意見がより反映されるよう努めます。さらに、各施策について、より公正で透明性の高い施策展開を目指すため、行政評価システム¹⁵の導入について検討します。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
情報公開の推進	継続	○	○	○	○	○	情報公開制度の適正な運用と制度の周知
情報提供の推進	継続	○	○	○	○	○	井原市公式ホームページを主体に重要施策や注目情報を積極的に発信するため、SNSとの連携運用について一層の工夫を図る
行政評価システムの検討	継続	△	△	△	△	○	公正の確保と透明性の向上を目指した行政評価システムの検討

¹³ SNS(Social Networking Service)
登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

¹⁴ パブリックコメント制度(Public Comment、意見公募手続)
公的な機関が規則あるいは命令などを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見、情報、改善案など(=コメント)を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。

¹⁵ 行政評価システム
政策、施策及び事務事業について、成果指標等を用いて有効性又は効率性を評価する手法のことをいい、その達成状況を事後にチェックし、その結果を住民に公表していく。
政 策・・・大局的な見地から地方公共団体が目指すべき方向や目的を示すもの
施 策・・・「政策」という上位目的を達成するための個々の方策
事務事業・・・施策目的を達成するための具体的手段

(2) 審議会等への市民参画の推進

審議会等については、広く市民の声を市政に反映し、市政への理解と信頼を深めるため、様々な視点から見直し、簡素・合理化に努めてきました。

今後も、女性委員の登用や公募枠の確保を推進するとともに、政策検討の場である審議会等の透明性を高めるため、公開を原則とします。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
女性委員の登用	継続	○	○	○	○	○	市の施策や方針決定の場へ男女の意見が十分に反映されるよう、審議会等の女性委員の登用を積極的に推進していく
公募委員枠の確保（3人以上）	継続	○	○	○	○	○	井原市の審議会等について公募委員枠の確保に努める
委員数の抑制（法定のものを除き15人以内）	継続	○	○	○	○	○	必要最小限の委員数となるように委員数の抑制に努める

5 電子自治体の推進

(1) DXの推進による行政事務の効率化

現在の自治体情報システムにおいては、行政サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられるように、利用者の視点に立った電子行政サービスの実現と行政改革への貢献が期待されています。これらを実現するため、全国共通の仕様による標準化システム¹⁶を構築し、従来の制度や業務のやり方を見直すことにより業務の効率化や新たなサービスの提供を目指します。

また、業務が増加・多様化する中でも、効率的な行政運営を行っていくため、定型的な事務作業を自動化するRPA¹⁷やAI¹⁸等を用いた技術について、引き続き、適用業務の拡大を行い、行政事務の効率化を目指します。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
標準化システムの構築	新規	△	○				基幹業務に関する標準化システムの構築（20業務 ¹⁹ ）
バックヤード改革 ²⁰	新規	△	○	○	○	○	標準化システムの構築に合わせて定型的な事務作業を自動化し、効率化を図る 標準化システム稼働の令和8年度までに検討
RPAやAI等の技術を用いた事務の効率化	継続	○	○	○	○	○	RPAやAI等の適用業務の拡大を図り、あわせて業務フローの見直しにより事務の効率化を目指す 職員による自主的な業務適用が行えるよう、シナリオ作成ができる職員の育成を計画的に進める

¹⁶ 標準化システム

自治体における情報システムの共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、国が一定の基準や規格を設け、統一的な取り扱いとする情報システムのこと。

¹⁷ RPA(Robotic Process Automation)

自動化される業務のプロセスを定義したシナリオに基づき、人がパソコン上で行う定型業務をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

¹⁸ AI(Artificial Intelligence)

人工知能

¹⁹ 20 業務

児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金

²⁰ バックヤード改革

主に市役所職員の業務効率化を目指すため、仕事のやり方やプロセスを見直す「業務改革」に取り組むもの。

(2) DXの推進による市民サービスの充実

高度情報化社会に対応するため、市内全域に高速・大容量の通信網を整備し、市民が情報を活用できる環境を構築してまいりました。今後は、行政手続きの効率化を図るため、市民が本市の窓口に出向く手間を最小限に抑え、電子申請の対象を一層拡大し、利便性の向上を目指します。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
電子自治体の推進（フロントヤード改革 ²¹ ）	新規	○	○	○	○	○	「書かない」、「行かない」窓口の構築を目指す
電子申告による利便性向上（地方税電子申告サービスの利用）	継続	○	○	○	○	○	引き続き電子申告の推進（法人市民税納税通知へ電子申告案内を同封）を行う
電子申請による利便性向上（電子申請、マイナンバーカードの利用）	継続	○	○	○	○	○	適用業務や様式の拡充について検討し、利用拡大を図る

²¹ フロントヤード改革

主に市民サービス向上のため、窓口手続きの簡略化やキャッシュレス決済など、市役所の「窓口改革」に取り組むもの。

6 自主性、自律性の高い財政運営の確保

(1) 健全な財政運営の確保

将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、事業評価システムを活用し事務事業や補助金の整理合理化等を行うとともに、中長期的な財政予測に基づく計画的な事業展開に努め、自主性・自律性の高い健全な財政運営を確保します。

① 財政の健全化

人口減少や少子高齢化により税収の増加が見込めないことから、従来にも増して歳出全体の徹底した見直しを行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することにより、選択と集中を図ります。歳入においては、積極的な国・県資金の導入や交付税措置のある有利な地方債の活用など財源確保に努めるとともに、引き続き、市債の新規発行の抑制に努め、健全な財政運営を堅持します。

また、経常収支比率²²や地方自治体財政健全化法に基づく実質赤字比率²³、連結実質赤字比率²⁴、実質公債費比率²⁵、将来負担比率²⁶の4指標、地方公会計として国が示す統一

22 経常収支比率

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標。

地方税・普通交付税などの使途が制限されない毎年収入される性質の収入(経常的な収入)に対する人件費・公債費・扶助費など毎年支出される性質の支出(経常的な支出)の割合をいう。

経常収支比率＝経常的な支出／経常的な収入

23 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の赤字の深刻度を表す指標。

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。

実質赤字比率＝一般会計等の実質赤字額／標準財政規模

※標準財政規模＝「標準税収入額等＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

言い換えれば、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさである。

24 連結実質赤字比率

地方公共団体としての赤字の深刻度を表す指標。

全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率をいう。

連結実質赤字比率＝連結実質赤字額／標準財政規模

25 実質公債費比率

実質的な公債費(地方債の元利償還金)が財政に及ぼす負担を表す指標。

一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値をいう。

実質公債費比率＝(公債費＋実質的な公債費－交付税措置額)／(標準財政規模－交付税措置額)

※交付税措置＝交付税措置のある地方債は、後年度の元利償還金の一部が地方交付税の算定の計算に入ること。

26 将来負担比率

将来負担する可能性のある負債等の残高の程度を表す指標。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額を、標準財政規模を基本とした額で除した比率であり、一般会計等における負債総額が、標準的年間収入の何年分に当たるのかを示すストック指標をいう。

将来負担比率＝(一般会計等の負債総額－充当可能な財源)／(標準財政規模－交付税措置額)

的な基準に基づく財務書類等を活用し、財政状況を的確に把握するとともに、自主的な財政運営を行うためにも、財政健全化団体又は財政再生団体²⁷への転落を回避すべく、財政の更なる健全化に努めます。

② 経費の節減

経常経費全般について見直しを行います。また、事業評価システムの有効活用により、引き続き、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、有利な特定財源の確保に努め、一般財源の充当を抑制します。さらに、市債の借入については、引き続き、より低利な資金調達に努めます。

③ 自主財源の確保

引き続き、産業振興や新規企業の誘致等により市税の増収に努めます。

また、課税対象の的確な把握、未納市税を含む未収金の徴収強化、口座振替制度の普及などを引き続き行うとともに、国の取組に沿った公金納付のデジタル化を進め、利便性の向上を図ることで、市税、分担金、負担金、使用料等の自主財源の確保に努めます。

未利用財産については、売却や有効活用について検討し、財源の確保に努めます。

また、本市の特産品のPRを行いながら、ふるさと納税制度を活用し歳入の増加を図ります。

④ 入札制度の適正化

公共工事に係る入札・契約手続きとその運用について、既に導入している電子入札の制度拡充などの検討により、引き続き、透明性と公平性の確保とともに、入札事務の軽減や応札者の利便性の向上に努めます。

²⁷ 財政再生団体

実質赤字比率や実質公債費比率などの財政指標が一定水準(財政再生基準)を超えると、「財政再生団体」になり、国等の関与による確実な再生を図ることとなる。財政再生計画の策定などが義務づけられ、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等が勧告され、行財政運営に大きな制約がかかることになる。

⑤ 監査機能の充実・強化

現在の監査制度を見据えながら、引き続き、外部監査制度²⁸についての調査研究を行います。

【行政改革プラン】

項目			区分	年度別計画					目標の内容・効果等
				R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
経常収支比率の抑制			継続	○	○	○	○	○	令和５年度実績　８７.６％
将来負担比率の抑制			継続	○	○	○	○	○	令和５年度実績　△１９.４％
収 納 率 の 向 上	市税	現年分	継続	９９.４％	９９.４％	９９.４％	９９.４％	９９.４％	令和５年度実績　９９.０％
		滞納分	継続	１６.０％	１６.０％	１６.０％	１６.０％	１６.０％	令和５年度実績　１５.６％
	国保税	現年分	継続	９６.０％	９６.０％	９６.０％	９６.０％	９６.０％	令和５年度実績　９５.９％
		滞納分	継続	１６.２％	１６.２％	１６.２％	１６.２％	１６.２％	令和５年度実績　１３.７％
	介護保険料	現年分	継続	９９.８％	９９.８％	９９.８％	９９.８％	９９.８％	令和５年度実績　９９.８％
		滞納分	継続	３０.９％	３０.９％	３０.９％	３０.９％	３０.９％	令和５年度実績　２２.２％
	後期高齢者 医療保険料	現年分	継続	９９.８％	９９.８％	９９.８％	９９.８％	９９.８％	令和５年度実績　９９.８％
		滞納分	継続	３８.５％	３８.５％	３８.５％	３８.５％	３８.５％	令和５年度実績　３４.３％
市税等口座振替の推進			継続	５５.０％	５５.０％	５５.０％	５５.０％	５５.０％	令和５年度実績　５１.４％
未利用財産の売り払い等(管理経費の縮減と財産収入の増収)			継続	○	○	○	○	○	管理経費の縮減と財産収入の増収
入札制度の適正化			継続	○	○	○	○	○	入札制度の適正化を図り、透明性と公平性の確保に努める

²⁸ 外部監査制度

監査機能の専門性、独立性を一層充実させるとともに、住民の信頼をより高めるために導入するもので、公認会計士、弁護士などの資格を有する者が、外部監査契約に基づき監査を行う制度

(2) 補助金の整理合理化

令和6年度に策定した「井原市補助金ガイドライン」に基づいて、補助金の成果や公益性等の適合のほか、団体運営費補助については、繰越金などの団体の決算等を精査し、補助金の効果を検証します。

また、効果検証の結果及び事業の意義やニーズを踏まえ、補助金の整理統合など必要となる見直し方針を検討し、補助金の見直しを進めます。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
補助金の効果検証	新規	○			○		補助金ガイドラインに沿う、効果検証の実施
補助金の定期的な見直し	継続		○			○	補助金ガイドラインに沿う、見直しの実施

(3) 受益者負担の適正化

受益者負担については、負担の公平性の観点から、受益と負担のあり方について定期的な見直しを行うこととし、物価の動向、他市の状況等を勘案しながら適正な負担水準の設定に努めます。

また、公共料金の滞納者に対して徴収の強化を行うとともに、行政サービスの制限の措置を行うなど、市民の納付に対する公平性の確保及び健全な財政の運営に努めます。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
使用料・手数料等の定期的な見直し	継続		○			○	使用料・手数料等の見直し

(4) 公共施設マネジメントの推進

本市の公共施設は、高度経済成長期に整備された施設が多く、建替えや大規模改修のタイミングを同時期に迎え、財政を圧迫することが懸念されるため、人口減少に伴う施設総量の適正化、予防保全の取組と安全性の確保、コストの縮減と平準化などを推進する必要があります。

引き続き、令和5年度に改定した「井原市公共施設等総合管理計画」に示す公共施設全体に関する基本方針並びに同計画に基づく用途別施設計画²⁹に沿って、公共施設の統廃合・複合化・多機能化を積極的に推進するとともに、既存施設の定期的な点検や修繕による予防保全及び計画的な機能改善による長寿命化を推進し、公共施設に係るコストの縮減と平準化を図ります。

【行政改革プラン】

項目	区分	年度別計画					目標の内容・効果等
		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	
公共施設等総合管理計画と用途別施設計画に基づく公共施設マネジメントの推進	継続	○	○	○	○	○	公共施設等総合管理計画並びに用途別施設計画に基づき、施設の統廃合・複合化・多機能化や施設の維持管理に取り組む
公共施設個別施設計画の進捗管理	新規	○	○	○	○	○	公共施設個別施設計画で設定した施設ごとの今後の対応方針の実施時期について、対象施設の関係者との調整を進め決定する

²⁹ 用途別施設計画

公共施設総合管理計画で定めた公共施設の全体方針を基本とし、施設の用途ごとに具体的な対応方針を定めた計画で、公共施設個別施設計画、学校施設長寿命化計画、公営住宅等長寿命化計画、道路橋梁長寿命化計画、水道施設インフラ長寿命化計画、ストックマネジメント計画が該当。